

学校法人平成医療学園監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人平成医療学園（以下「学園」という。）の監事による監査について必要な事項を定め、学園の業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 学園の監事監査に関しては、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第8条に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(監査計画)

第3条 監事は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し監査計画を作成する。

2 監事は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

(業務監査)

第4条 監事は、学園の業務が法令、寄附行為等に準拠して適正に執行されているかどうかを監査する。

2 監事は、次の事項について検証するため、政策監査を実施する。

- (1) 理事会により定められる政策内容が、建学の精神・理念及び社会の要請に沿っているか。
- (2) 理事会により定められる政策内容が、学園の明確なビジョン、将来計画等に基づいた経営方針及び社会的存在理由に則しているか。

3 監事は、次の事項について検証するため、執行監査を実施する。

- (1) 学園の業務執行が経営方針に準拠しているか。
- (2) ディスクローチャーを推進しているか。
- (3) 自己点検・評価及び第三者評価を基に、教育研究活動が経営方針に沿って行われているか。

(会計監査)

第5条 監事は、会計業務が学校法人会計基準に準拠し、また、予算統制制度に基づき執行されているかどうかを監査する。

2 監事は、期中会計監査において、内部統制組織の信頼性を検証し、試査により監査を実施し、取引記録等の妥当性を検証する。

3 監事は、期末会計監査において、資産については実在性、負債については網羅性、基本金については合目的性を検証し、期末の財政状態、さらには予算管理を含めた資金収支及び消費収支の妥当性を検証する。

(監査の実施方法)

第6条 監事は、次の方法により、業務監査及び会計監査を実施する。

- (1) 業務状況の聴取
- (2) 理事会議事録その他重要な文書の閲覧
- (3) 会計に関する帳簿書類等の調査
- (4) その他監査の実施に必要な事項についての報告の聴取又は調査

(監査報告書の作成)

第7条 監事は、毎会計年度、業務監査及び会計監査の結果を踏まえ、検討及び協議を経て、正確かつ明瞭に監査報告書を作成しなければならない。

2 前項の監査報告書には、作成年月日及び常勤の監事にあつてはその旨を付し、監事全員が署名押印する。

3 監事は、学園の継続性に重要な疑義が認められる場合には、その旨を監査報告書に追記しなければならない。

(理事会及び評議員会への報告等)

第8条 監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果を報告する。

2 監事は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を理事会に報告し、必要な場合には、助言・勧告を行う。

3 監事は、評議員会に提出される議案、書類その他のものについて違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には、評議員会に報告する。

(公認会計士との連携)

第9条 監事は、財産の状況を監査するに当たり、公認会計士（監査法人を含む。以下同じ。）から報告を求めるとともに、必要に応じ公認会計士に対し専門的事項の調査を委任することができる。

(内部監査との関係)

第10条 学園における内部監査は、理事長の命を受けて内部監査担当者が行う。

2 命を受けた内部監査担当者は、必要に応じ監事又は公認会計士と業務上の協議を行い、学園の業務の改善及び合理化に努める。

附 則

この規程は、平成22年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。